



民法等一部改正法の施行に向けた取組の概要

令和 7 年 1 月
法務省民事局

【民法等改正法の概要】

- 父母の離婚に伴う子の養育への深刻な影響や子の養育の多様化等の社会情勢に鑑み、子の利益を確保するため、父母の離婚後の子の養育に関する民法等の規定を改正するもの
- 令和 6 年 5 月成立・公布
➡ 公布から 2 年以内に施行予定
- その円滑な施行のためには、適切かつ十分な周知などの環境整備が必要

これまでの主な取組

- 関係府省庁等連絡会議の設置
- 改正法の概要を法務省 H P に掲載（随時更新予定）
- 改正法の周知広報用のパンフレット、ポスター等の配布
- 改正法の解説動画の公開
- 自治体や裁判所等の職員向け研修会等での説明（引き続き実施予定）
- 離婚後の子の養育計画に関する調査研究（継続中）
- 養育費請求のための民事執行手続に関する調査研究（継続中）
- 法定養育費の額等を定める法務省令の立案

今後の主な取組予定

- Q & A 形式の解説資料の作成
- 外国語版パンフレットや追加のパンフレット等の作成

令和 6 年度補正予算の概要

- 共同養育計画の作成促進に関する調査研究
- 子の意見表明権等に関する調査研究
- 改正法の周知広報用のパンフレットや情報提供ツール等